NO. 50



みくに_は ハートに愛 みくに便り

令和2年10月1日以降に、自己都合により離職された方は、失業給付の給付制限期間が3ヶ月から2ヶ月へ変更となりました。(5年間のうち2回までの給付制限期間が2ヶ月となっています。3回目以降は従来通り3ヶ月となります)

2020年11月1日発行 **営業時間:平日 8時30分~17時30分**

連絡先:〒371-0014群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電 話:027-243-5600 FAX:027-224-4393

URL: http://www.e-392.com

当社HPでは新聞掲載コ ラム(バックナンバー) や各種セミナーのご案内 を随時発信しています。



来年1月1日より子の看護 休暇・介護休暇の時間単位取 得ができるようになります

◆「子の看護休暇」制度とは?

育児介護休業法により、小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)を限度として、子の看護休暇を取得することができます。

なお、取得できる労働者として、日々雇い 入れられる労働者が除かれるほか、一定の労 働者を労使協定で対象外とすることができま す。

◆「介護休暇」制度とは?

育児介護休業法により、要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日(その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては、10日)を限度として、介護休暇を取得することができます。

取得できる労働者の要件は、子の看護休暇と同じです。

◆何が変わる?

子の看護休暇・介護休暇の取得単位は、1日単位または半日単位(1日の所定労働時間の2分の1。労使協定により異なる時間数を半日と定めた場合には、その半日)とされていますが、令和3年1月1日より、1時間単位での取得が可能となります。

また、1日の所定労働時間が4時間以下の 労働者には、半日単位での取得をさせなくて もよいこととされていますが、令和3年1月 1日より、1時間単位での取得ができること となります。

◆何が必要?

育児介護休業規程の見直しが必要となります。さらに、子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得は、原則始業時間もしくは終業時間に連続するかたちで取得させればよいこととされていますが、厚生労働省では法を上回る措置として、いわゆる「中抜け」を認める制度とすることを求めています。規程の見直しにあたっては、中抜けを認めることとするかどうかの検討が必要です。

また、時間単位取得が困難な業務がある場合は、労使協定により、その業務に従事する 労働者を対象労働者から除外することができるため、該当する業務がある場合は、労使協 定の締結も必要となります。

11月の税務と労務の手続 提出期限

10 ⊟

16 ⊟

- ______ ○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に 採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 所得税の予定納税額の減額承認申請書(10月31日の現況)の提出 [税務署]
- 個人事業税の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]